

城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取組状況および検証結果
前 文	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	・城陽市議会業務継続計画に基づき、地震を想定した情報伝達訓練、避難誘導訓練を実施した ・城陽市議会業務継続計画の見直しと具体的運用について、引き続き協議する
第4条	・議員の端末使用に当たっての注意事項、使用の範囲などを一層具体化し、情報伝達・共有の迅速化、調査研究活動の充実に努めた。とりわけ、令和6年第3回定例会からSideBooksクラウド本棚を導入し、貸与タブレットで議案や市の説明資料の閲覧を可能にした
第5条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	・会議の公開、会議資料の提供は、諸規定に基づき適正に対応している ・市民が傍聴しやすい環境整備に、なお一層の検討が必要である ・参考人制度の活用を拡大し、市民意見の把握に一層努める必要がある
第7条	・議会報告会を2回開催。1回は対面式、もう1回は高校生議会として10人の生徒の参加を得て開催した ・これまでどおり、あり方や市民周知の方法などについて取り組む必要がある。特に高校生議会は、継続開催に向けて課題を整理し、対応についての関係者協議が急務である
第8条	・議会情報は、市議会だよりだけでなく、ホームページなどを活用し、一層広報していく方途を検討する ・市議会だよりは、市民によりわかりやすい紙面となるよう編さん方法を検討し、早期に具体化する。また1面写真は、市民の興味関心につなげ、被写体や取材場所が偏ることのないよう事前に議会運営委員会で協議する
第9条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第10条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第12条	・発言時間の制限に当たっては、関係条項に照らし、慎重・適切に対応する ・会議資料のペーパーレス化等については、第4条による議案等の閲覧状況を参考に、早期に具体化する
第13条	・条文の趣旨を理解し、適切に取り組む
第14条	・自由討議の充実に向けて、引き続き取り組む
第15条	・各委員会の閉会中の開催を進め、行政課題に積極的に対応する ・委員会の市政懇談会は、1委員会のみで開催となったが、専門性の確保のためにも、それぞれの委員会で活用する
第16条	・研修会は、議員の声を取り入れ、充実・強化していく必要がある。特に、議会運営知識の一層の習得が望まれる
第17条	・各種資料の充実と、電子化された資料も含めた整理・保管に向けて一層の取組みが必要である
第18条	・議会運営・法務担当職員の充実強化は急務である ・外部・内部研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽が望まれる
第19条	・城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例に基づき、議員は高い倫理的責務が課せられていることを十分自覚し、これまでどおり取り組む

条項	取組状況および検証結果
第20条	・議員定数のあり方は、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討する
第21条	・議員期末手当を人事院勧告に準じて改正した。なお、議員報酬のあり方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見を参考に、引き続き検討する
第22条	・政務活動費の手引きに基づく研修会を、定期的を実施する ・今後とも判例や社会情勢に応じて適宜、使途基準を見直し適正執行に努めるとともに、備品管理の原則を徹底する
第23条	・市民の意見を的確に市政に反映するために、不断の改革に努めることを改めて確認する ・議会改革を適切、積極的に進めるために、城陽市議会活性化推進会議に関する申し合わせに定める三者協議(議長・議会運営委員会委員長・議会活性化推進会議委員長)を十分に活用する
第24条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第25条	・検証の結果、それぞれの会議において検討していくとしたものについては、速やかに協議を進め、適切に実施する